

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は平成 29 年 10 月 1 日から

時間額 958 円に改定されます。

- ※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。
- ※ 最低賃金の引き上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

<問合せ先>

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 (TEL03-3512-1614(直通))

東京都最低賃金総合相談支援センター (TEL0120-311-615)

業務改善助成金について

東京労働局雇用環境・均等部企画課 (助成金担当) (TEL03-6893-1100)

東京都最低賃金総合支援センター (TEL0120-311-615)

キャリアアップ助成金 (賃金規程等改定コース)・人事評価改善等助成金について

事業所の所在地を管轄するハローワーク又は東京労働局ハローワーク助成金事務センター助成金第二係